

高齢者福祉サービスのご案内

対象	サービス名	サービス内容	問合せ先
介護保険で受けられるサービス			
原則65歳以上	在宅サービス	1 家庭を訪問するサービス……訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（訪問診療） 2 日帰りで施設に通うサービス……通所リハビリテーション、通所介護 3 施設に短期入所するサービス……短期入所生活介護、短期入所療養介護 4 福祉用具の貸与・購入や住宅改修……福祉用具貸与、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費 5 その他……特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者のグループホーム）、介護サービス計画の作成（自己負担はありません）、家族介護慰労金の支給（要介護度4または5の高齢者を介護する市民税非課税世帯の家族を対象）	介護サービスについては別表1参照
	施設サービス	・介護老人福祉施設……常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設 ・介護老人保健施設……病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設 ・介護療養型医療施設……比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設 ※要介護認定1～5の方が利用できます ※住民税非課税世帯の要介護者は、食事の標準負担額の減額が受けられます	介護保険については介護保険係
介護予防のサービス			
40歳以上	生活支援型機能訓練	心身の機能が低下している方、医療終了後も機能訓練が必要な方に、施設での機能訓練や言語療法を行い、日常生活能力の回復を図ります	別表1参照
概ね65歳以上	パワーリハビリテーション	介護保険の「要介護1・2」と認定され身体的に参加可能な方に、日常の活動を活発にして、いきいきと生活できるように6台のマシンを使用してリハビリテーションを行います	福祉係
	生きがい活動支援通所	介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けていない方で、家庭に閉じこもりがちな高齢者に送迎付きで施設に通っていただき、生きがい・趣味の活動を行うことにより、介護の予防を図ります	別表1参照
	徘徊高齢者探索システム	在宅の認知症徘徊高齢者にGPS移動端末機を所持してもらい、位置情報検索システムを利用することによって、その所在を家族に伝えます	
	養護老人ホーム入所相談★	経済または環境などの状況から、在宅での生活を継続することが困難な高齢者が入所する施設です	在宅サービス係
65歳以上	生活指導通所	介護保険の「要支援」の認定を受けた方で、家庭に閉じこもりがちな高齢者に送迎付きで施設に通っていただき、生きがい・趣味の活動を行うことにより、介護の予防を図ります	別表1参照
	身障高齢者機能回復助成	身体障害者手帳（1～6級）をお持ちの方に、あんま、マッサージの施術券を支給します	福祉係
	自立支援日常生活用具給付	介護保険の「非該当」の認定を受けた方で、日常生活動作に支障のある高齢者に、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープを給付し、自立を支援します	別表1参照
寝たきり・ひとり暮らし・高齢者世帯等			
概ね65歳以上	生活支援サービス	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯のうち、介護保険の「要介護」の認定を受けていない方に対して、日常生活に支援が必要な場合に家事の援助を行い、要介護状態への進行を予防します	別表1参照
	緊急通報システム	ひとり暮らし等の高齢者で、身体上の慢性疾患があり、日常生活を営む上で常時の注意を要する状態にある方が対象 ※無線発報器（ペンダント型）で消防署に通報され、救急車が出勤します	
	火災安全システム	寝たきり高齢者またはひとり暮らし等の高齢者で、家庭内での火災の危険性から生活の安全を確保する必要が認められる方に、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システムを貸与、電磁調理器を給付します	
	寝具乾燥	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、寝たきりまたはこれに準ずる方で寝具の自然乾燥が困難な場合に、寝具乾燥のサービスを行っています（乾燥…月1回/丸洗い…年1回）	福祉係
	配食サービス（夕食）	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に、バランスのとれた安全な食の確保と安否確認のため、月曜～金曜日に夕食を1食840円で各家庭にお届けします	
	食事宅配サービス（昼食）	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で心身の機能低下等により生活に支障がある方に、安全な食の確保と安否確認のため、昼食を1食450円でお届けします	
65歳以上	福祉電話★	市内に親族のいないひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に、福祉電話を貸し出し、料金の一部を助成します。また、電話をお持ちの方には料金の一部を助成します	福祉係
	健康・介護24時間相談電話	高齢者と高齢者を介護する家族等を対象に、電話による医療・健康・介護相談を行います。また、ひとり暮らしで健康に不安のある高齢者に月2回のお元氣コール（電話による安否確認）を行います	相談電話番号0120-123-127
	生活指導一時保護	介護者の緊急入院や親族の葬儀等で在宅での介護ができなくなったとき、施設で一時的に介護を行います	別表1参照
	寝たきり訪問理容・美容券交付	寝たきり訪問理容・美容券を年6枚交付し、市と契約している理容・美容店より訪問の理容・美容が受けられます	福祉係
不自由体な方の	ハンディキャップ	外出の困難な方が通院、買い物等に出かける際に車いすのまま乗車できる車両を利用して送迎を行います	日野市社会福祉協議会582-2319
	車いす・安全杖の貸し出し	身体が不自由なため外に出られない方や、歩行が困難な高齢者に車いす・安全杖の貸し出しをします	健康課581-4111
	かかりつけ歯科医の紹介	寝たきりの方や障害者の方に、訪問歯科診療のできる歯科医師を紹介します	
家族	家族介護者ヘルパー受講支援	高齢者を現に介護し、または介護していた家族の方が、家族介護の経験を生かして訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修の2級または3級課程を受講し、修了した場合に受講料の一部を助成します	福祉係
	寝たきり高齢者看護手当	寝たきりまたはこれに準ずる状態が3カ月以上居宅において継続する65歳以上の高齢者を介護する方に対して、月1万円を支給します	
住 宅 関 係			
概ね60歳以上	グループリビング	介護保険の「非該当」「要支援」の認定を受けた方またはこれと同等の方で、共同生活を営むことが可能な高齢者が、お互いに協力し、助け合いながら生活していただく施設です	福祉係
65歳以上	シルバーピア★	住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、自立して日常生活のできる方に対して、高齢者向けに配慮された設備や緊急通報システムを備えた集合住宅（シルバーピア）を提供します（募集は広報でお知らせします）	別表1参照
	自立支援住宅改修給付	日常生活動作に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで、生活の拡大・自立を図ります。介護保険の「非該当」の方が対象の給付（手すり取り付け・段差解消・床材変更・引き戸取り替え・洋式便器取り替え）と、介護保険を補足する設備改修（洋式便器取り替え・浴槽取り替え・流しと洗面台取り替え）があります	
	高齢者民間賃貸住宅あっせん	現在住んでいる住宅が取り壊し等によって立ち退かざるを得ない、もしくは健康安全上著しく劣悪な住宅に居住している高齢者に、市が宅建南多摩支部に依頼して、民間の賃貸住宅をあっせんします	福祉係
	高齢者民間住宅家賃助成★	市内に3年以上居住するひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、前年の収入が生活保護基準の1.5倍以内の方に家賃を補助します。助成額は家賃月額額の3分の1（1万円を上限）	



市では、すべての高齢者が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるように、「シルバー日野人 安心いきいき」プランを策定し、「寝たきりゼロ」を目指した介護予防・生活支援を推進していきます。日野人4大運動事業の一つ「いきいきウオーキング」や「高齢者見守り支援ネットワーク」など、新規事業の構築をはじめています。各種サービスを健康増進に、より一層ご利用ください。なお、利用方法についてはお気軽にご相談ください。（高齢福祉課介護保険係・在宅サービス係・福祉係・医療係）

★印のあるサービスは所得制限があります

その他のサービス															
概ね60歳以上	シルバー人材センター	働く意欲を持った高齢者のために、その知識・経験・希望に添った仕事を提供します	シルバー人材センター581-8171												
	老人クラブ	健康増進、レクリエーションなどの活動をおとして仲間づくりをします。市内に47の老人クラブがあり、約4,000人の仲間がいます	福祉係												
60歳以上	高齢者農園	高齢者農園を無料で貸し出し、野菜づくりをおとして自然に親しみながら、健康増進と仲間づくりをします	健康課581-4111												
	かしの木学級	生きがい作り等のために、趣味や教養の講座を各講座年間18回程度実施します													
	さわやか健康体操	「寝たきりゼロ」を目指し、楽しく軽い体操で一人ひとりの健康をサポートします													
65歳以上	高齢者誕生月健診	誕生月とその翌月に、指定医療機関で健康診査が受けられます。誕生月をむかえられる方には、受診票を送付します	福祉係												
	自立支援パワーリハビリテーション	介護保険で「非該当」「要支援」と認定された方に、住み慣れた地域で活動的な行動の広がりができるよう6台のトレーニングマシンを使用したりリハビリテーションを提供します													
	かしの木荘	宿泊及び日帰りの利用ができる高齢者憩いの家です 宿泊 1人1泊 900円 日帰り 1人1日 300円													
	無料入浴デー	日野本町の浴場で、毎週金曜日に無料入浴ができます													
70歳以上	敬老金・健康管理手当の支給	毎年9月、高齢者に、長寿のお祝いとともに健康の保持増進のため、敬老金・健康管理手当をお贈りします	別表2参照												
	保養施設利用助成	市が指定した保養施設を利用した場合に助成します（介護保険の要介護者に同行する介護者も対象） 助成額 宿泊施設1泊 3,000円（年2泊まで） 日帰り施設1回 500円（年5回まで）													
	敬老大会	70歳以上（9月15日現在）の高齢者全員が対象で、9月上旬に市民会館で式典及び演芸を行います													
	シルバーバスの発行★	70歳以上の都民（福祉手当の受給者及び特別養護老人ホームに入所されている方は除く）に、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスを利用できる「東京都シルバーバス」を発行します（市民税が非課税の方は1,000円、市民税が課税の方は20,510円）													
	理容・美容券交付★	理容・美容券を年3枚交付し、市と契約している理容・美容店で理容・美容が受けられます（自己負担があります） ※介護保険料第1・第2段階（生活保護受給者および世帯全員が市民税非課税）の方が対象となります													
ケガや病気をしたら															
65歳以上	老人性白内障特殊眼鏡等の助成★	老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない方に、特殊眼鏡及びコンタクトレンズを購入する費用を助成します	医療係												
70歳以上	高齢者入院見舞金支給制度	70歳以上の方が、病気やケガなどで7日以上継続して入院したとき、入院日数に応じて見舞金を支給します 入院日数 7～60日 10,000円/61～180日 20,000円/181日以上 30,000円 ※年度における見舞金の合計限度額は、30,000円です													
	東京都老人医療費助成制度（マル福）★	対象者…昭和12年6月30日以前に生まれた方で70歳まで（所得制限等あり）※低所得者については申請が必要です 原則…1割 / 一定以上の所得がある方…2割 一般…1割 / 1割 外来 12,000円/月 入院・世帯ごと 40,200円/月 低所得者（市民税非課税世帯等）…1割 外来 8,000円/月 入院・世帯ごと 24,600円/月													
サービス内容欄参照	老人保健（マル老）医療制度※国の制度	昭和7年9月30日以前生まれの方（一定の障害のある場合は65歳以上の方）が、医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合は次のようになります 原則…1割 / 一定以上の所得がある方…2割 ●支払った医療費（入院時の食事代や差額ベット代などは対象外）の負担金が限度額（月額）を超えた場合は、老人保健高額医療費のお知らせ（申請書）を送ります（診療月の2～3カ月後）	医療係												
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>外来の限度額(個人ごとに計算)</th> <th>入院および世帯ごとの制限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定以上の所得がある方</td> <td style="text-align: center;">40,200円</td> <td style="text-align: center;">72,300円 +[(実際にかった医療費-361,500円)×1%] (40,200円)※</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">12,000円</td> <td style="text-align: center;">40,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得</td> <td style="text-align: center;">II</td> <td style="text-align: center;">24,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(40,200円)は、12カ月間に4回以上高額医療費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額です ※一定以上の所得がある方、一般、低所得I・IIについての詳細は問い合わせを。なお、低所得I・IIについては申請が必要です</p>			外来の限度額(個人ごとに計算)	入院および世帯ごとの制限額	一定以上の所得がある方	40,200円	72,300円 +[(実際にかった医療費-361,500円)×1%] (40,200円)※	一般	12,000円	40,200円	低所得	II	24,600円
	外来の限度額(個人ごとに計算)	入院および世帯ごとの制限額													
一定以上の所得がある方	40,200円	72,300円 +[(実際にかった医療費-361,500円)×1%] (40,200円)※													
一般	12,000円	40,200円													
低所得	II	24,600円													
	I	15,000円													



別表1(問合せ先)

名称	お住まいの地区	電話番号
在宅介護支援センター・高幅	高幅、三沢、三沢1・3・4丁目、南平、程久保（モノレール西側）、程久保1～8丁目、新井、石田（浅川南）	591-1294
在宅介護支援センター・豊田	豊田、東豊田、多摩平1・2丁目、旭が丘2・6丁目	582-7623
在宅介護支援センター・多摩川苑	万願寺1～6丁目、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田（浅川北）、石田1・2丁目	582-1707
在宅介護支援センター・フラワー	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町	581-7611
在宅介護支援センター・すずらん	南平1～9丁目、平山1・3・4丁目	599-5531
在宅介護支援センター・かわきた	東平山、西平山、平山2・5・6丁目、旭が丘1・3・4・5丁目	589-1710
在宅介護支援センター・ふれんど	百草、落川、三沢2丁目、程久保（モノレール東側）	599-0306
在宅介護支援センター・あいりん	多摩平3～7丁目、大坂上、日野台4・5丁目	586-9141

※土曜日も相談可

別表2 平成17年度日野市高齢者保養契約施設

地区	施設名	所在地	電話
御坂	甲州健康館 トロンの湯	山梨県笛吹市御坂町夏目原1360	0120-63-1370
石和	ホテル平安	山梨県笛吹市石和町川中島538	055-263-5811
箱根	箱根湯本ホテル	神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋184	0460-5-5800
湯原	青樹荘（せいらんそう）	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上679	0465-63-3111
熱海	熱海玉の湯ホテル	静岡県熱海市渚町26-11	0557-81-3561
熱川	熱川グランドホテル	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本986	0557-23-2121
土肥	旅館 おおや	静岡県伊豆市土肥746	0558-98-1108
清里	大成荘	山梨県北上市高根町清里3545-1	585-2111
乗鞍	日野山荘	長野県松本市安曇4306-4	日野市企業公社
2 日帰り施設			
日野	多摩テック クア・ガーデン	程久保5-22-1	591-0820
八王子	八王子健康ランド ふるっぴい	八王子市狹間町1466-1	0426-65-4126
多摩	永山健康ランド 竹取の湯	多摩市永山1-3-4	042-337-1126

※利用料金等について一覧表が高齢福祉課にあります